2020年12月14日

新設分割に関する事前開示書面

東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社トライステージ
代表取締役　倉田　育尚

当社は、当社を新設分割会社、株式会社トライステージメディアを新設分割設立会社とする新設分割を行うにあたり、会社法第803条及び会社法施行規則第205条の規定により、下記の事項を開示いたします。

1．新設分割計画の内容

別添「新設分割計画書」のとおり。

2. 分割対価等についての定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。 新設分割設立会社が発行する株式数については、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、8,000 株と致しました。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別添新設分割計画書のとおりとすることに致しました。

3. 最終事業年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

本件分割に際して、当社の資産は負債を十分に上回ることが見込まれており、その履行を担保するに足りる責任財産を有していること、並びに収益状況においても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていないことから、本件分割により当社及び新設分割設立会社が負担すべき債務の履行については、問題はないものと判断しております。

以上

新設分割計画書

株式会社トライステージ（以下「当社」という）は、当社の広告代理事業（以下「本件分割事業」という）を新たに設立する株式会社トライステージメディア（以下「新設会社」という）に承継させるために、会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下「本件分割」という）を行うこととし、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という）を定める。

第1条　新設会社の定款で定める事項

新設会社の本店所在地は東京都港区海岸一丁目2番20号とし、新設会社の目的、商号及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は別紙1記載のとおりとする。

第2条　新設会社の設立時役員の氏名

新設会社の設立時役員の氏名は以下のとおりとする。

(1)　設立時取締役　　与倉　政彦
　　妹尾　勲
　　棚田　正人
(2)　設立時監査役　　太田　譲治

第3条　新設会社が承継する権利義務

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙2記載のとおりとする。

第4条　新設会社が本件分割に際して交付する株式の数

新設会社は、本件分割に際して普通株式 8,000 株を発行し、その全てを前条に規定する権利義務に代えて当社に交付する。

第5条　新設会社の資本金及び準備金

新設会社の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金　　80,000,000 円
(2) 資本準備金　　0 円
(3) その他資本剰余金　　0 円
(4) 利益準備金　　0 円
(5) 利益剰余金　　0 円

第6条　分割期日

本件分割の分割期日は、2021年2月１日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

第7条　簡易分割

当社は、会社法805条の規定により、本計画に関する株主総会承認決議を得ずに本件分割を行うこととする。

第8条　競業避止義務

当社は、新設会社が承継する本件分割事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条　事情変更

本計画の作成日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

第10条　本計画の効力

本計画は、関連法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条　本計画に定めのない事項

本計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、これを決定する。

2020年11月30日

東京都港区海岸一丁目2番20号
株式会社トライステージ
代表取締役　倉田　育尚

（別紙1）

定　　款

株式会社トライステージメディア

2020年11月30日　作成

（別紙1）

第1章　　総　則

第1条　商号

当会社は、株式会社トライステージメディアと称し、 英文では Tri-Stage Media Inc.と表示する。

第2条　目的

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1.　広告代理業務

2.　前号に附帯又は関連する一切の業務

第3条　本店の所在地

当会社の本店は、 東京都港区に置く。

第4条　機関の設置

当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役を置く。

第5条　公告方法

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章　　株　式

第6条　発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、20,000 株とする。

第7条　株券の不発行

当会社の株式については、株券を発行しない。

（別紙1）

第8条　株式の譲渡制限

当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

第9条　株主の住所等の届出等

① 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。
② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第10条 基準日

① 当会社は、 毎事業年度年末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② 前項の他、必要がある場合には、予め2週間前に公告をなし、臨時に株主もしくは登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため、基準日を定めることができる。

第3章　　株主総会

第11条 招集

当会社の定時株主総会は、 毎事業年度終了後の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、 必要がある場合に招集する。

第12条 招集手続

① 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面ですることを要しない。
② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集する。
③ 第1項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

（別紙1）

第13条 議長

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第14条 決議の方法

① 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第15条 株主総会の決議の省略

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第16条 議決権の代理行使

株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1人を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第17条 株主総会議事録

株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長がこれを作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章　　取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

第18条 取締役の員数

当会社には、取締役 4 名以内及び監査役 3 名以内を置く。

（別紙1）

第19条 役員の選任の方法

① 当会社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。
② 取締役の選任については、累積投票によらない。

第20条 役員の任期

① 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
③ 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
④ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第21条 代表取締役及び役付取締役

① 取締役会の決議をもって、取締役の中から代表取締役社長1名を選定する。
② 社長は、当会社の代表取締役として、会社の業務を統括する。
③ 社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役を選定することができる。

第22条 取締役会の招集権者及び議長

① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。
② 社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条 取締役会の招集通知

① 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
② 取締役会及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

（別紙1）

第24条 取締役会の決議の方法

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第25条 決議の省略

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる取締役に限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第26条 取締役会議事録

取締役会の議事は、その経過の要領並びに決議の内容を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役が記名押印して当会社本店において10年間保存するものとする。

第27条 報酬等

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章　　計 算

第28条 事業年度

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年間とする。

第29条 剰余金の配当及び除斥期間

① 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。
② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過して受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

（別紙2）

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する本件分割事業に関する資産、負債、 雇用契約、その他権利義務は次のとおりとする。 なお、新設会社が当会社から承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は、令和2年2月29日現在の当社の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割の分割期日の前日までの増減を加味した上で確定する。

1. 資産

(1) 流動資産

現預金

(2) 固定資産

承継する固定資産はなし

2. 負債

承継する負債はなし

3. 承継する契約上の地位

本件分割事業にかかる代理店契約、放送広告取扱契約、放送媒体枠の売買および業務委託にかかる契約ならびにこれらに付随する覚書等の個別契約

4. 労務契約上の権利義務

新設会社は、本件分割事業に従事する当社の従業員と当社との間の雇用契約を承継しないものとし、当社は、本件分割の分割期日において、新設会社が必要とする従業員を新設会社に出向させるものとする。なお、その際の出向に関する条件は、当社及び新設会社が協議の上、別途定める。